

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

七島信用組合（以下：「当組合」）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下：「マネロン・テロ資金供与」）対策が金融機関としての重大な責務であることを認識し、提供する金融商品・サービスが組織的犯罪等に利用されることのないよう有効な内部管理態勢を構築してまいります。

1. 組織態勢

当組合は、マネロン・テロ資金供与の対策が経営上の重要課題の一つとして捉え、経営陣の積極的かつ主導的な関与の下、組合内の役割および責任体制を明確に定め、実効性ある組織態勢の強化をはかってまいります。

2. 顧客管理

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策のため、適切な取引時確認および取引モニタリング・フィルタリングを実施するとともに、顧客の属性や取引情報に基づく定期的な調査・分析を実施し、リスクの特定・評価、リスクの低減措置ならびにリスクに応じた継続的な顧客管理を実施してまいります。

3. 疑わしい取引の届出

当組合は、犯罪収益移転防止法に基づき、営業店からの報告やシステムによる検知等により把握した疑わしい取引を、速やかに当局へ届け出るとともに、疑わしい取引に伴う適切な措置をはかってまいります。

4. 役職員の研修

当組合は、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識の習得、意識の向上を図るため、継続的に指導・研修を実施し、役割に応じた専門性と適合性を有する役職員の育成・確保に努めてまいります。

5. 遵守状況の検証

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、その取組状況と有効性を検証し、態勢整備の改善に努めてまいります。

以上

七島信用組合